

事例1 「長時間利用でネット依存に！」

A君は、学校から帰るとすぐにゲームをしています。一度ゲームを始めると3時間は続けてしまいます。A君のやっているオンラインゲームでは、インターネットで他の人と協力してゲームを進めたり、仲間との会話を楽しんだりしているので、自分だけ途中で抜けるのは気がひけてしまいます。おうちの人からは先に宿題をするように強く言われることもあります。そんな時はとても腹が立ち、「うるさい！」と怒鳴ってしまいます。また、ゲーム機を取り上げられそうになる時は、泣いて謝って許してもらっています。風呂に入っている間や、寝る前にもゲームのことが気になってイライラしてしまいます。最近では朝早く起きてゲームをするようになってきました。友だちのB君に負けてばかりなので、もっともっと強くなるために、親に内緒で課金してアイテムを購入しています。

予防のために

高知市少年補導センターの調査から、多くの子どもたちは、ゲームや無料通話アプリ（LINEなど）、動画投稿サイトを、スマートフォンやインターネットに接続できるゲーム機、音楽プレイヤーなどで毎日利用していることが分かっています。子どもたちはまだ成長段階にあるため、自制できず、依存傾向になりがちです。貴重な時間をゲーム等で浪費することは、成長によくない影響を与えかねません。

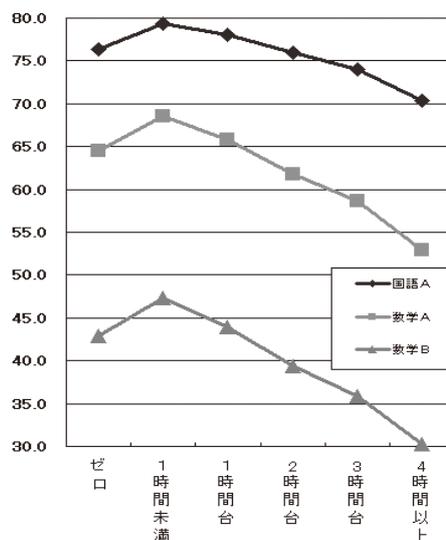
長時間利用の問題については、家庭でのルールと保護者の協力が必須です。家庭のルール作りの授業案を66ページに掲載していますので、参考にしてください。ルール作りの授業は、すべての子どもに、ゲーム等の使い方を考えさせ、自分の時間を自分で管理する態度を養うことを目的にすると良いでしょう。また、それぞれの家庭の事情の違いを子どもたちが理解することも、相手の立場を考えた行動をすることの必要性に気付かせる機会になります。

依存になってからルールを決めて守らせようとしても、とても困難です。なるべく早い段階で、家庭のルールを決め、それを書いた紙をいつも目にする場所に掲示し、定期的に守れているかどうかを保護者と子どもがいっしょに確認するなどの取組が効果的です。授業の目的や様子を学級通信等で家庭に伝え、協力を呼びかけることも必要でしょう。

その他の事例

SNSへの投稿が評判になったり、多くの良い評価がされたりすると、更に注目を集めるために多くの投稿を行ったり、過激な内容を投稿するようになる場合もあります。SNS以外でも、グループ活動などで承認欲求を満たす体験ができるような場面を多く取り入れることも、大事なことです。

文部科学省の調査によれば、長時間ネットを利用している児童生徒の学力は低い傾向にあるようです。時間管理能力を身につけ、望ましい生活習慣の確立をすることは学力向上の面からも、とても大事なことです。



学力とネット利用時間の関係
平成25年文部科学省
全国学力・学習状況調査報告書クロス集計

事例2 「ネットでのトラブルからいじめに」

Aさんたち女子仲良し4人組は、いつもメッセージアプリで連絡を取り合っています。宿題を教え合ったり、悩みや愚痴を聞いてもらったりと、生活に欠かせないツールとなっています。

ある日、グループトークの中で、Bさんが自作スタンプの下書きを披露してくれたので、Aさんは、「なんかよくない」と書き込みました。するとみんなから怒られ、他の3人は別のグループを作ってしまった。

Aさんは肯定的な書き込みをしたつもりだったのに否定的な受け取り方をされて、翌日から学校でも無視されるなど、悪質ないじめが始まりました。

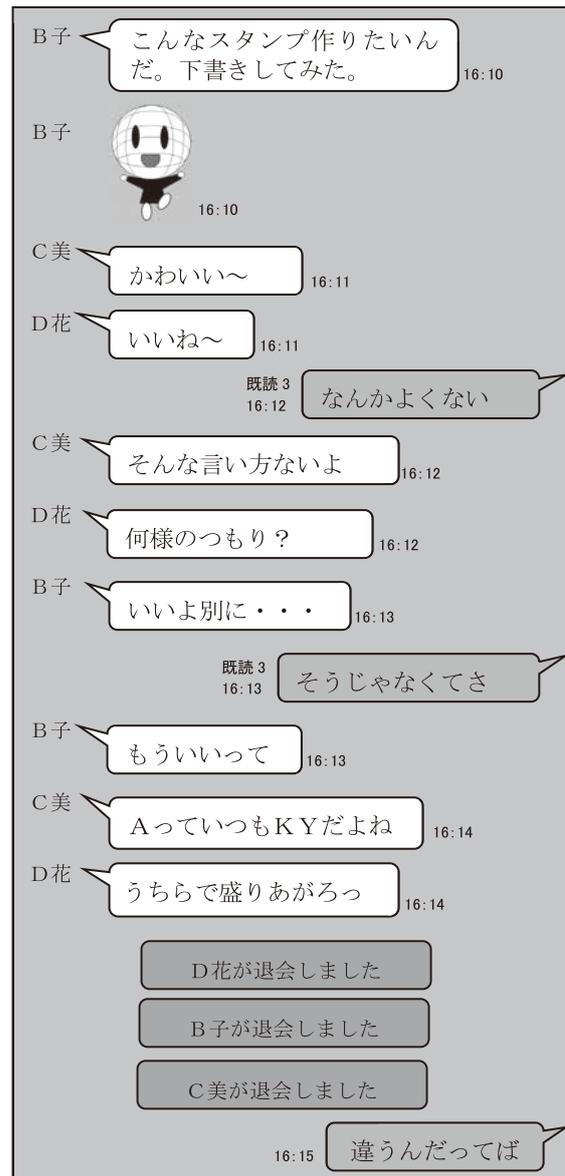
予防のために

文字でコミュニケーションをとることが多いインターネットの世界では、ちょっとした言葉遣いが誤解を生み、トラブルからいじめへと発展するケースも見られます。文字だけで気持ちを伝えるのは非常に難しく、たとえ絵文字などを使っても、受け取り方は人それぞれであることを理解して、相手のことをよく考えて発言すること、また、大切なことは会って話すようにすることが大事です。ネットいじめはスマートフォンなどテクノロジーの問題ではなく、人間関係の問題です。表面化しにくいと言われるネット問題ですが、スマートフォンを使おうと

しないなど、普段と違う様子が見られたら、話を聞くなどすることが大切であることは従来どおりです。SNSでは、悪口や噂話などが非常に多く書き込まれていますが、どのような場合にも、人の嫌がることをしないよう、子どもたちの心を育てることが大事です。また、匿名だと思われがちなのネットの世界ですが、誰が何を書き込んだのかは調べれば判明します。

その他の事例

既読機能があるメッセージアプリでは、10分でも返事がないと子どもたちは「無視した」と受け止め、相手を攻撃することがあります。日ごろから、既読＝返事と思わないよう、相手の状況を想像できる力を身につけておくべきでしょう。ネットでの言葉のやり取りは、感情的になりやすく、言葉遣いなどが非常にきつくなる傾向があります。そのため、見ず知らずの人とも些細なことからトラブルになり、喧嘩になることがあります。友人同士のトラブルからリンチ殺人にまで発展した例もあります。



事例3 「誘い出し・なりすまし」

Aさんは、アニメが大好きという同じ中学生の女の子とSNSで知り合いました。同学年で趣味が共通していることから意気投合し、仲良くなって毎日のようにメールでやりとりをしていました。ある日、「アニメのイベントがあるから一緒に行こう！」と誘われました。Aさんも行きたかったイベントだったので、その相手と一緒にいく約束をしました。会った時に、顔が分からなかったら困るからと、お互いの顔写真を交換し、電話番号も教え合いました。そして当日、待ち合わせの場所で待っていると、「忘れ物をしちやっつた。兄に迎えに行ってもらうから、先にイベント会場に行っておいて。」とメールが届きました。しばらくして、「Aさんですか？妹から頼まれて、迎えにきました。」と見知らぬ男性が声をかけてきました。知らない人だったので少し不安な気持ちになりましたが、あの子がうそをつくはずがないと思ったので、信用して車に乗りました。ところが、車はイベント会場とは違う方向へ向かって行ったのです。Aさんは、騙されていたことに気づき、赤信号で止まった際に、隙をみて逃げ出しました。



予防のために

SNSで知り合い、共通の趣味などについて話をしているうちに、相手に親近感を覚えるようになることがあります。中には、「同じ趣味や話が合う人に、悪い人はいない」と考え、相手と会ってみたいと思う子どももいます。しかし、文字や写真等のやりとりによるコミュニケーションでは、年齢や性別を詐称することは容易です。悪意を持った者が、ネットで知り合った子どもと話を合わせたり、親切な対応をしたりして信用させた後に、言葉巧みに誘い出すケースもあります。ネットを介してやさしく接してくれていても、それが本当の姿とは限りません。「会おう」「一緒に遊ぼう」等と言われたら、すぐに大人に相談するよう、あらかじめ指導しておきましょう。そして、ネットの向こう側に潜む危険を考えさせることが大切です。

また、不用意に顔写真等を公開しないことも大切です。警察庁の資料では、被疑者の中には顔写真を見て、子どもに近づいた者もいることが示されています。ネット上には悪意を持って子どもに近づいてくる人もいることを念頭において、自分で自分を守るためにすべきこと、やってはいけないことを考えさせることも良いでしょう。

その他の事例

SNSやオンラインゲームでは、実際とは違う性別で、匿名や他人の名前を語って書き込みをしている人もいます。また、ゲーム上で使用しているキャラクターは、かわいい女の子だったとしても、実はおじさんだったり・・・ということがあります。学校の掲示板やチャットで、匿名による書き込みを体験させると、文字や画像のやりとりによるコミュニケーションでは、相手が誰かが分からない状況になることや年齢や性別を詐称することが簡単にできることを理解させることができます。

事例4 「個人情報」の公開

夏休みに海に行ったAさん。友だちに撮ってもらった写真が気に入り、親しい友だちとシェアしようと思って、SNSに写真を投稿しました。投稿を見た友だちからは、たくさんのコメントやスタンプが送られてきて、とてもうれしい気持ちになりました。そして、もっとたくさんの反響を期待して、Aさんはその後も、いろんな場所で写真を撮って、コメントとともに投稿を続けていました。



それから数日後、Aさんは登下校時に誰かにつけられている気配を感じるようになりました。Aさんの知らない人が投稿を見て、Aさんに興味を持ってしまったのです。投稿した写真や情報から個人が特定されてしまったことが引き金でした。

予防のために

SNSは人と人とのつながりを広げたり、強めたりするサービスです。そのため、SNSを利用する人は、そこに個人情報を掲載することになりますが、その際に、「(1) 公開範囲が発信する内容に合った範囲に設定されているかどうか。」「(2) たとえ、公開範囲を友だち限定に設定していても、誰に見られても良い内容かどうか。」などを確認すると良いでしょう。

また、複数の情報を組み合わせることで、個人を特定することができることも理解して、情報発信をする必要があります。

さらに、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した写真データには、カメラの設定や撮影日時、GPS情報（位置情報）などを記録したExif（イグジフ）と呼ばれる情報が記録されていることがあります。Exifの情報が付加された写真を公開すると、閲覧者は撮影場所を知ることが可能であるため、自宅で撮影したペットの写真から自宅の住所が知られてしまうこともあります。写真撮影の目的に応じて、カメラアプリのGPS機能のON、OFFを切り替えましょう。

万一、SNSでのつきまといなどの行為について児童・生徒から相談されたら、警察に相談することを勧めましょう。

（参考：警視庁 <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/higai/dv/kiseho.html> ストーカー規制法）

その他の事例

SNSでは、個人のトップ画面に、その人の顔写真、学校名、氏名、部活や仲良しグループの顔写真、友だちの個人情報を載せている人がたくさんいます。しかし、それを見ているのはいい人ばかりとは限りません。載せられた情報を見て、本人に近づいてきたり、その情報が悪用されたりするケースもあります。

また、友だちの情報を載せたために、その友だちがトラブルに巻き込まれるケースもあります。SNSからの個人情報流出をきっかけに、電子掲示板やSNSに嫌がらせをされたり、実際のストーカー行為を受けたりするケースもありますので、投稿する範囲やコメント、メッセージの受け付け、位置情報の付加などにも十分注意するようにさせましょう。

事例5 「ネット詐欺」

ある日、AさんのスマートフォンにSMSメッセージが届きました。送信元の名前は知らない人でしたが、本文には、おもしろそうな内容があり、好奇心もあって、記載されていたリンクをクリックしてしまいました。すると、そこには右図のような画面が表示されました。

びっくりしたAさんは、怖くなって指定された口座番号にお金を振り込んでしまいました。

予防のために

これは、典型的なワンクリック詐欺の手口です。パソコンには電子メール、携帯電話やスマートフォンにはSMSメッセージ等を送りつけて、そこに記載されているサイトにアクセスした人に対して、脅迫めいた手口で代金支払いを迫るといふものです。

知らない人からのメールに記載されたリンクをクリックしないようにしましょう。誤ってクリックしてしまった場合でも、法律に基づいた

手続きをとっていない場合は、契約が成立していないため、請求された代金を支払う必要がありません。分からない場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。解除しようと自分から連絡をとることは、相手先に自分の情報を教えてしまうことになり、多くの場合、トラブルに発展してしまうこととなりますので、絶対にしないようにしましょう。

その他の事例

ショッピングサイトで商品を購入したのに、商品が届かなかつたり、ニセモノや不良品が送られてきたりするなどの被害が発生しています。ネットショッピングの普及にともなって、各相談機関へのトラブルの相談も増加しています。また、若い世代に人気のフリマアプリは、未成年が使用する場合、そのほとんどは法定代理人（多くの場合、保護者）の同意が必要です。いずれにおいても利用する際には、利用ルールを守り、商品説明や詳細写真、評判や評価などをしっかりと見て、安全性を確認して判断しましょう。

また、「お金をあげます」といった内容のメールを送ったり、アイドルになりすまし、間違えてメールを送ってしまったフリをしたりして近づいてくるケースや、オンラインゲームなどで協力するフリをして、IDやパスワードを聞き出して、ゲームを乗っ取るなどのトラブルも発生しています。ネット詐欺の手法はますます巧妙化していますので、最新の手口と具体的な被害事例を、インターネット上で公表されている警察や国民生活センターや消費者教育センター等の資料を読んで、知っておく必要があります。

ご入会ありがとうございます

お客様登録情報

個人識別番号*****

IPアドレス登録完了

お客様ID 35927

初期パスワード 7v83G3

サービスの利用料金は1ヶ月で9,000円です。速やかにご清算ください。

1週間以内にお振込み頂けなかった場合、ご自宅にまで回収にお伺いすることになります。

その際には、延滞料金1日3,000円および回収にかかる実費と交通費を追加して頂戴することになりますのでご了承ください。

なお、お支払いいただけない場合には、裁判所からご連絡がいくこととなります。

誤って登録をした方は下記の窓口まで、ご連絡をお願いします。

振込先名義：消費生活支援事務局

〇×銀行 ××支店 2468642

<お客様サポートセンター>

090-xxxx-xxxx

事例6 「チェーンメール」

Aさんに、友だちからLINEで次のようなメッセージが送られてきました。

.....
回ってきた！

止めないでね！

今、LINE本社がチェンメの危険性を確かめるため、どこまで回るか検証中です。

もしよろしければ、このメッセージを20人に回してください。

もし回してくれた場合、LINE本社から1000コインをプレゼントします。

ご協力をお願いします。
.....

Aさんは、チェーンメールのことは知っていましたが、LINE本社からのメッセージだし、何より1000コインがもらえるので、友だち20人に同じ内容のメッセージを送りました。すると、後日、また別の友だちからAさんに同じメッセージが届きました。

予防のために

インターネット上で、不特定多数の人にメールの転送を要求するメールを「チェーンメール」といいます。メールの本文中に、「誰かに回して」「〇〇人に転送するように」などと書かれていたら、そのほとんどはチェーンメールです。最近はLINEなどのメッセージで送られてくることも多くなっています。人の恐怖心を巧みに煽って、短期間に多くの人にメールを転送させる、メール版「不幸の手紙」ともいえる悪質なものと、テレビ番組の企画を装ったものも出回っています。チェーンメールは受け取った人を不安にさせたり、不快にさせたりすることがあるため、もし受け取った場合は、他人には絶対に転送せず、削除してください。友だちのことを考えて、転送や拡散などはやめましょう。

その他の事例

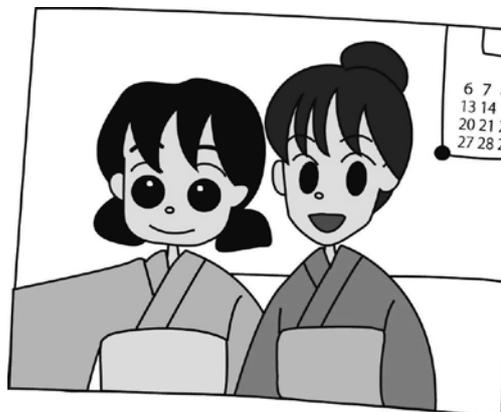
チェーンメールの中には、一見善意に基づくように見える、献血や募金の呼びかけなど、チェーンメールとは思えないような内容のものもあります。幽霊や呪いなどで恐怖心を煽るものや、反対に恋愛が上手くいったり、幸せになれたりするおまじないなど、さまざまな内容で受信者に転送を促します。また、「バトン」と呼ばれる定型の一问一答形式で質問（プロフィールや嗜好など）に答えながら次の人へ回していくものもあります。しかし、その内容が友だちを不安や不快にしまうこともあります。また、悪質なものでは、「ワンクリック詐欺」サイトなどへ誘導するリンクを含んでいるものもありますので、好奇心等から安易にクリックしないようにしましょう。



事例7 「肖像権」

Aさんは、よく友だちのBさんとカラオケに行ったり公園で遊んだりしています。その際、スマートフォンで写真を撮って、後でBさんと見ることもあります。

ある日、Bさんの家へ遊びに行ったときもいつものように写真を撮りました。とてもよく撮れていたし、Bさんも「これいいね。」と言っていたので、SNSに写真をアップロードしました。それを見たクラスの友だちが、「あの写真いいね。」とってくれたので、Aさんはとてもうれしくなりました。Bさんも喜んでくれると思ったのですが、「どうして勝手にSNSに写真を載せるの!？」「載せて欲しくなかった。」と怒られてしまいました。その写真には、Bさんの部屋の様子も写っていたからでした。



※アップロード・・・自分の持っているデータをインターネットサーバに送信すること。

例えば、自作の動画をインターネットで公開するために動画投稿サイト等に送信することなどが「アップロード」にあたります。

予防のために

軽い気持ちで、友だちの了解を得ずに、プライベートな写真を撮影し、アップロードしたりすると、マナー違反となってしまいます。また、プライバシー権（肖像権）の侵害になってしまう可能性があります。必ず本人や保護者の許可をとるよう、指導しましょう。もし友だちに写真をアップロードしたいと頼まれた場合、載せてほしくないときはきちんと断るよう指導しましょう。

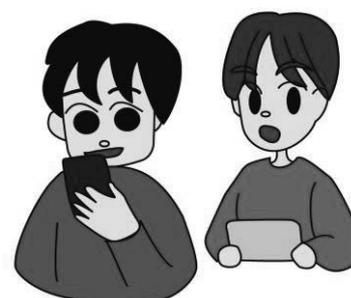
また、たとえ仲のよい友だちであっても、知らないうちに撮影されることは、不安や不快感を与えます。写真を撮る前に一声かけるのがマナーであることも指導しましょう。

その他の事例

2016年3月には、名古屋市地下鉄のホームで、女子高生が線路内に立ち入る様子を記録した動画が投稿されました。動画は拡散され、行為を非難する書き込みが殺到して炎上し、学校名や名前までインターネットに出回ることになりました。インターネットの発達に伴い、簡単に写真や動画を撮影し、それを公開できるようになってきましたが、その際には、法律や条例で規制されていることや、マナーとしてやってはいけないことが多くあるということを知っておく必要があります。

事例8 「無料ゲームで高額課金」

Aくんは、友だちに教えてもらったスマートフォンの「無料ゲーム」に登録し遊んでいました。友だちと競い合いながらのゲームはとても楽しく、Aくんはどんどんのめりこんでいきました。ゲームをしているうちに、どうしても手に入りたいアイテムができました。それがあれば、友だちに差をつけられそうなのです。アイテムを手に入れるには、そのゲーム内のお金の単位で「100ポイント」と書かれていましたが、Aくんは「無料ゲームだからお金はかからない」と判断し、欲しいアイテムをどんどん手に入れて楽しくゲームをすすめていきました。



1ヶ月後・・・家に届いた携帯電話の請求書を見たお家の人から、「なんで、ゲームの代金が12万円になっているの!」と、怒られただけでなくスマートフォンを取り上げられ解約させられてしまいました。

予防のために

子どもが使うスマートフォンなどには、課金できないようにするための機能制限を設定するなど、知らず知らずのうちに高額課金をしてしまうことが無いように対策を取る必要があります。

課金されることを知った上で利用していても、携帯電話料金といっしょに請求するような設定や登録済のクレジットカードで決済する設定にしているとお金を払っている感覚がないまま利用してしまうこともあります。アイテムの1つ1つは金額が100～300円程度と1度に払う金額としてはそう大きくないため、「これくらいなら・・・」と課金をすることに慣れていってしまう危険性があります。その結果、少額課金の積み重ねで、数万円、数十万円という額に膨れ上がってしまうことがあります。コンビニ等で販売されているプリペイドカードで支払うようにしたり、親の許可を必ず得るようにしたりするなど、家庭でのルール作りをしっかりとする必要があります。

ゲームアプリの中には、年齢制限が設けられていたり、18歳未満の利用者には金額の上限が設定されていたりするものもあります。正しい年齢で登録を行い、有料となる条件を確認した上で利用するように指導しましょう。

ゲームばかりでなく、体を動かして外で元気に遊ぶことも大切です。

その他の事例

携帯電話の契約プランによっては、何も買わなくても、ゲームをしている間に通信料が高額になる場合があります。契約内容や課金をする際に表示される画面の内容を確認しておきましょう。

その他、ゲーム内のアイテムが欲しくて、ゲーム上で知り合った人に個人情報や裸の写真を送ってしまったたり、他人のパスワードを不正に利用するなどの犯罪行為をしてしまったたりすることもあります。

事例9 「勉強もしてたのに・・・」

Aさんは、「宿題や勉強をちゃんとする」という約束で、誕生日にタブレットを買ってもらいました。インターネットで調べ学習もできるし、好きな音楽も聴ける、友だちとLINEでやりとりもできるのでうれしくてたまりません。でも、親と約束したことを忘れず、毎日決まった時間は机に向かって勉強もしていました。

ところが・・・返ってきたテストの結果はいつもより点数が低くて散々でした。「ちゃんとテスト勉強もしていたのにどうして・・・？」Aさんは勉強していた時間のことを振り返ってみました。すると、友だちからのLINEやゲームが気になって、勉強に身が入っていなかったことに気づきました。

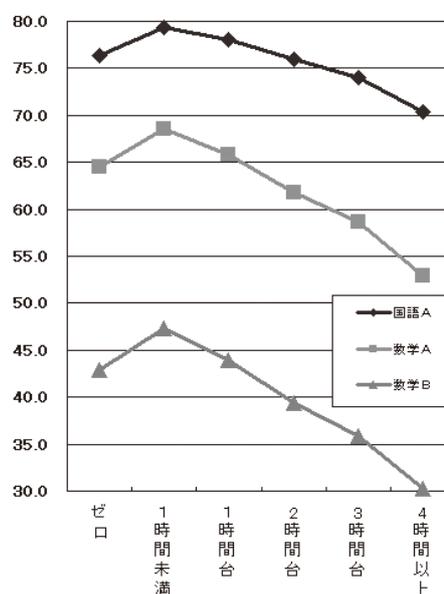
予防のために

文部科学省のデータから、学力とインターネットの利用時間との関係をグラフにすると右のようになりました。ネットの利用時間が長くなると、テストの点が下がっているのが分かります。

長時間、インターネットを使う人は学習時間が少なくなり、その結果、成績が悪くなる傾向にあります。また、学習中に近くにスマートフォン等があると、LINEなどでメッセージが届くたびに気になって、勉強に集中できず、学習内容が定着しにくくなります。

小さいころから身につけてしまった習慣を大人になってから改善することはとても大変です。今のうちから、頻繁に使う習慣がつかないように、利用の際の正しいルールを決めておくことが大切です。

1日の中で、利用できる時間や、通話・インターネット・ゲームアプリなどを使えない時間を設定するアプリや機器もあります。寝る前の利用はよい睡眠の妨げになるといわれているので、こういう機能も上手に活用するようにしましょう。



学力とネット利用時間の関係
平成25年文部科学省
全国学力・学習状況調査報告書クロス集計

その他の事例

ゲームやラインでやりとりをしているうちに、返事の内容が気になったり、早く返事を返さなければならぬと思ったりして、スマートフォンを離さなくなり生活全般の乱れにつながることもあります。

惰性でネット利用の時間が多くなってしまふことの問題点を理解させ、学習をしたり、趣味に打ち込んだりする時間を多くしたりするなど、有効な時間の使い方を上手にさせる指導をすることが大切です。

事例 10 「リベンジポルノ」

B男と交際をはじめたA子は、デートの際にはスマートフォンで二人の写真を撮って保存し、会えない時にはそれを見て寂しさを紛らわしていました。ずっと会えない状況が続いた時、B男から、A子の写真を送ってほしいと言われました。A子はすぐに笑顔の写真を送りましたが、B男からは「A子の裸の写真が欲しい。」と返信がきました。A子は断りましたが、「それなら、下着姿でもかまわない。恥ずかしいなら顔は写さなくてもいい。会えなくて寂しいから、二人だけの秘密の写真が欲しいんだ。」と言われ、下着姿の写真を撮って送ってしまいました。

部活と勉強に力を入れるA子は、次第にB男と会う時間がなくなり、別れ話を持ち出しました。B男は別れることに強く反対しましたが、A子の意思は固く、B男は納得しないまま、二人の関係は終わりを迎えました。

数日後、A子は友人から、「こんな写真が掲示板に載っているんだけど・・・」と言ってスマートフォンを見せられました。そこには、A子の顔写真と名前、学校名とともに、下着姿の写真まで一緒になって掲載されており、たくさんの人からの卑猥な言葉や誹謗中傷の書き込みがあり、A子はショックで自宅から出ることができなくなりました。

予防のために

信頼できる人にだけ、と思って送った写真や動画も、相手はその気になれば、不特定多数に永遠に公開することができることを忘れてはいけません。インターネットに公開した写真や動画などはそれを見た人は誰でも簡単にコピーすることができます。また、SNSに投稿されると、それがシェアされたり、リツイートされたりして、またたく間に情報が拡散していくため、その情報を完全に削除するのは非常に困難です。他人に見られては困る写真などは、絶対に撮ったり、撮らせたりしてはいけません。また、どのように親しい間柄でもそれを送ったりしてはいけません。「好きだから頼まれたら断れない」「二人だけの記念写真を残したい」などの心理が働き、つい性的な写真を撮ってしまうこともあるようですが、それが後でどのように取り扱われる可能性があるのか、また、故意ではなくても流出してしまったらどうなるのかなど、一生苦しまなければならない最悪の状況を想像できれば、軽率な行動はとて怖くてできないことが理解できます。

その他の事例

実際にはインターネット上に公開しなくても、「公開してやる」と言って相手を脅し、金銭を要求されるケースもあります。また、リベンジポルノの被害者は決して女性だけではありません。男性が被害者となるケースも見られます。最近では、インターネットで知り合った人と親しくなり、ネット上で交際をはじめると見られるようになりました。そのような場合でも、破局を迎えた後、それまでやり取りしたメッセージやプライベートな写真などが相手に公開されてしまうことがあります。相手の本当の姿が見えにくいインターネットの世界では、特に注意が必要です。脅されたり、被害に遭いそうになったら、すぐに警察に相談しましょう。

なお、ネット上に公開されてしまった情報は「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）」により削除要請することが可能ですが、転載されていた場合などには、ネット上から完全に削除することは非常に困難です。

事例 11 「自画撮り」による被害

中学3年生のA子さんは、ラインやツイッターなど、複数のSNSを利用しており、友人とのコミュニケーションに利用しています。ある時、友人から勧められ、インターネットの掲示板で友だちを募集しました。最初は「変な人からメッセージが来たらどうしよう」と警戒していたA子さんですが、学校の友だちに言えない悩みを相談したり、趣味の話などをしたりする友だちができるなかで、徐々に警戒心が薄れていき、友だちの数が増えていきました。特に仲良くしていたのは、B美さんという女子高校生で、いつもお互いに悩みを相談し合っており、本名や学校名、顔写真も交換していました。ある日、B美さんから「これ私なんだけど、どう思う？」と上半身裸の写真が送られてきました。A子さんはびっくりしましたが、相手を褒めないといけないと思い「すごく綺麗だね。うらやましい。」と返信をしました。すると「ありがとう。でも、そんなに綺麗じゃないよね。自分の体、嫌なんだ。よかったら、A子の裸も見せてくれない？」と返事が来たので、躊躇したものの、結局自分の裸の写真を撮って、送ってしまいました。

すると、突然、B美から「実は俺は男なんだ。この写真をネットに公開されたくなければ、もっと写真を送ってこい。」と脅すメッセージが届きました。

予防のために

インターネットでは、簡単に、趣味や悩みなどが共通する友人を見つけられるため、SNSは子どもたちにとっても魅力的なツールとなっています。更に、自分の投稿に対して“いいね”や肯定的なコメントがつくことによって承認欲求が満たされるため、子どもたちは次々とつながる人を増やしていく傾向があります。しかし、中には悪意を持って近付いて来る人がいるということ意識しなくてはなりません。インターネットでは“なりすまし”が簡単にできるため、ネットで知り合った人のことを簡単に信用してはいけません。個人情報に掲載したり、相手に教えたりしてはいけませんし、デジタル写真は無限にコピー可能ですから、自分の裸など、人に見られて困る写真などは、実際の知り合いや信頼できる人であっても、決して送ってはいけません。相手から先に裸の写真を送って来ることがありますが、これも“なりすまし”による手口ですので、写真や個人情報の交換をしてはいけません。写真や動画がインターネット上に流出すると、不特定多数に繰り返しコピーされるため、すべてを削除するのは不可能であり、その影響は将来にまで残ってしまうことを考えて行動することが必要です。

その他の事例

この事例のように直接的被害を受けないまでも、人に見られたくない写真が拡散されることがよくあります。2016年に警察が全国で摘発した児童ポルノ事件の被害者は1313人で過去最高を記録しました。被害者の割合は、中学生が53%、高校生30%、小学生11%となっています。自画撮りによるものは37%であり、加害者と面識のないままSNSなどを通じて知り合ったものが約8割にもなりました。

事例 12 「ネットストーカー」

A子さんはツイッターを利用して、嬉しかった出来事や気に入った写真などを投稿しています。自分の顔写真はプロフィールに載せていますが、本名や住所などの個人情報は載せていません。いつも“いいね”やコメントをくれる男性がいて、自分のことをよく分かってもらえているようで、うれしく思い、返信してメッセージのやり取りをしています。でも、最近その男性が、A子さんの個人情報を質問してきたり、「付き合おう」「デートしよう」など言ってきたり、困ることが多くなりました。

ある日、その男性がA子さんに対して本名で呼びかけてきました。公開していない本名ですが、学校の友人からの書き込みによって特定したようです。不快に思ったA子さんは、この男性と交流できないように設定しました。すると、今度はA子さんのインスタグラムに書き込みをしてきました。「今日の青い服と茶色の靴、よく似合っていたよ」。A子さんは今日の服装についてはどこにも投稿していません。

翌日、学校帰りに、知らない男性から声をかけられました。

「A子ちゃん。僕だよ。探したよ。一緒に帰ろう。」

予防のために

インターネットの世界では、簡単にコピーされたり、悪用されたりする恐れがあるため、SNSなどに、必要以上の個人情報を載せてはいけません。「顔写真だけ」「県名だけ」といった情報でも、複数のSNSを利用していると、その情報や友人からの書き込みなどを寄せ集めて、個人が特定できるようになります。今回の事例でも、「顔写真」「友人の書き込みにあった本名」以外にも、「友だちの制服」で学校を特定したり、公開している写真の風景によって、生活範囲を特定したりしています。また、写真に埋め込まれた位置情報から自宅の場所が特定されることもあります。

不特定多数に公開しない設定にしても、メンバーが転載したり、悪意を持って近付いてきたりする人がいる可能性があります。SNSなどに掲載する情報は、不特定多数に見られてもかまわない情報に限定しておく必要があります。特に、インターネットで知り合った人と交流する場合には、少ない情報だけで相手のことを簡単に信用してはいけません。

ストーカー規制法が改正され、SNS等による付きまといもストーカー行為の対象になりました。不安や危険を感じたら、すぐに警察や弁護士に相談することが大切です。

その他の事例

インターネットでのストーカー行為は、知人や元交際相手から受けることもあります。そのようなケースでは、匿名性が高いことを利用して、知人であることを隠して、交流したり、付きまといを行ったりして、行動を監視します。

また、類推しやすいIDやパスワードにしていたため、ストーカーに電子メールなどの個人的な情報を盗み見されていた事件もあります。

事例 13 「この情報、正しいのかな？」

A君はある朝、インターネットの書き込みで「今日の午後3時35分にM8の大地震が起きる。」という情報を見つけました。1ヶ月前に震度2の地震が起きていたので、怖くなったA君が大慌てでお母さんにその内容を伝えると、「地震は予知することが難しいから、その情報は嘘だよ。安心して学校へ行きなさい。」と言われましたが、「本当に起きたらどうしよう…」と不安いっぱい登校しました。教室に入ると、何人もの子が「今日の午後3時ごろに地震が起きる！」と話をしています。話を聞くと、インターネットの書き込みで知ったとか友だちからその話を聞いたとのことでした。「やっぱりあの情報は本当だったんだ！」と思ったA君は、友だちや他の学年の子にも教えました。その日の午後、不安いっぱいでも過ごしていましたが、地震は起こりませんでした。

予防のために

2011年の東日本大震災の際、電話が非常につながりにくい状況になりました。しかし、インターネットを利用したSNSはつながりやすかったため、多くの人々が安否確認や被災状況などの情報を発信し、利用し、災害時の通信手段として大いに活用されました。しかし、一方では事実無根のデマや嘘の情報を流した人もおり、人々の不安を煽る書き込みもあり、インターネットの負の部分も浮き彫りになりました。事例の内容もインターネット上に流れた情報を鵜呑みにした人たちが広めてしまったため起きてしまいました。そこで、普段から、何が正しい情報で、何があやしい情報なのかを判断し見極める力が必要になります。地震や津波等の災害はいつ起きるかはわかりません。不必要に不安がるよりも、あらかじめ、災害時の避難方法や避難場所や家族との連絡方法、防災備品の確認などをきちんと行い、災害に備えておくことが大切です。

その他の事例

2016年に起きた熊本地震の時、「地震の影響で動物園の檻が壊れ、動物園からライオンが逃げた！」と嘘の情報をツイッターに投稿した神奈川県男性が逮捕されました。投稿直後には、何人もの人がこの情報を信じ、熊本県の関係機関に電話したそうです。逮捕されたこの男性は「ふざけて投稿した。」と警察で話しました。また2017年には、芸能人の嘘の情報をインターネット上で流したとして、3人が書類送検される事件も起きています。インターネット上には数多くの情報が公開されていますが、その中には嘘やデマの情報もあります。インターネットは誰もが情報発信できるメディアであることを考え、「この情報、正しいのかな？」と考えながら情報を吟味することが大切です。

また、「無記名だから大丈夫、誰だか分からないから大丈夫。」という考えから、ふざけた情報や嘘の情報をインターネット上に書き込むことは、多くの人に迷惑をかけてしまう可能性があります。軽い気持ちでふざけた情報を投稿したり嘘の情報を書き込んだりすることは絶対にしてはいけません。

事例 14 「ながらスマホ」

A君は、スマートフォンを買ってもらったとき、家の人と「毎日お手伝いをする。」という約束をし、きちんと守って生活しています。

ある日、お母さんに「郵便局で切手を買ってきて。」とおつかいを頼まれました。郵便局までは歩いて5分かかります。パズルゲームを楽しんでいたA君は、ゲームをしながら歩いて郵便局へ向かいました。ゲームに夢中になっていたA君は周りの様子が見えず、近くの溝で足を踏み外してしまい、足を骨折する怪我をしてしまいました。



予防のために

歩きスマホは、注意力が落ちたり周囲が見えなくなってしまうため、非常に危険です。事例のように足を踏み外して自分が怪我をする場合だけでなく、人や自転車、自動車との接触などで様々な人に迷惑をかけたたり、他人を巻き込む事故を引き起こしてしまったりする場合があります。事故の大きさによっては命を失う危険性も伴います。外で移動するときだけでなく家の中でも、スマートフォンの画面を見ながら移動することはしないことが大事です。また、外出中にどうしてもスマートフォンや携帯電話を使用する際には、周りに迷惑をかけない安全な場所で立ち止まって使用するよう心がけましょう。

その他の事例

2013年に東京都のある駅で、携帯電話を操作しながら歩いていた児童が線路に転落し、大怪我をした事故が起きています。このため、電車がストップし、約23,000人の交通に影響がありました。また歩きスマホだけでなく、自転車に乗りながらのスマートフォンの使用は、更に危険になります。周りが見えなくなるだけでなく、片手運転にもなってしまい、事故を起こしやすくなります。自転車に乗りながら、ゲームをしていた人が、物や人にぶつかる事故が全国で後を絶ちません。自転車等の車両を運転しながらの携帯電話やスマートフォンの画面を注視するなどの安全運転義務違反となりうる行為は、道路交通法や高知県道路交通法施行規則によって禁止されています。命に関わる事故も起きており、ながらスマホは絶対にしないようにすることが大切です。

その他にも、①食事しながらスマートフォンを見る、②映画を見ながらスマートフォンを見る、③人と話しているときにスマートフォンを見るなど、いくつかの「～ながらスマホ」があります。スマートフォンを使う際のマナーにも気を配りましょう。

